

介保第 316 号  
令和 3 年 1 月 4 日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

退院患者の介護施設における適切な受入等について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準や退院患者の受入については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和 2 年 6 月 30 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）等において示されているところですが、この度退院患者の介護施設における適切な受け入れ促進を図るための留意点等が示されましたので、お知らせします。

今般の通知においては、退院基準を満たし退院した者及び新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないことがあらためて示されているところです。

については、各施設におかれましては、本通知の趣旨をご理解いただき、適切な受入等に努めていただきますようお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--